

西東京市公民館の主催事業における
市民との協働・市民参加の
あり方について
(答申)

平成29年1月25日

西東京市公民館運営審議会

目次

I 諮問の背景

1. 行政評価について
2. 独自評価について
3. ひばりが丘公民館の分室化について

II 公民館主催事業について

1. 公民館の目的について
2. 公民館主催事業をめぐる西東京市公民館関係者等のこれまでの議論
 - (1) 「公民館事業の見直しについて」
 - (2) 「西東京市公民館の事業評価のあり方について」
 - (3) 「社会教育施策の今後のあり方について」
3. 国等の動き
4. 公民館主催事業の意義と今後の期待

III 市民企画事業について

1. 市民企画事業とは～平成17年度の答申以降の取組～
2. 実施団体等の意見とその現状分析
3. 現在の課題
 - (1) 団体の固定化について
 - (2) 構成メンバーの重複について
 - (3) 学習を企画するための支援について
4. 公民館主催事業の意義に照らし合わせた市民企画事業の今後の展開

IV 公民館主催事業における市民との協働・市民参加のあり方について

1. 市民との協働
2. 市民参加のあり方
3. 西東京市の知見と実績を生かした公民館主催事業の実現を期待して

資料

- イメージ図（「公民館主催事業の意義」付箋ワークまとめ）
- 西東京市公民館における協働・市民参加の実績
- 公民館運営審議会及び起草委員会審議等経過
- 公民館運営審議会委員名簿
- 諮問文

I 諮問の背景

答申を作成するにあたって、今回、「西東京市公民館の主催事業における市民との協働・市民参加のあり方について」諮問がされた背景を検討しました。

その結果、以下の三つを背景として確認しました。

一つには、西東京市公民館をめぐる行政内部における近年の動きがあります。具体的には、公民館主催事業が市の行政評価の対象となり、改善・見直しの必要性が指摘されていること。

二つ目には、公民館独自評価の現状を踏まえた上で、西東京市公民館の主催事業にどのような課題があるのかについて分析していく必要がある。

さらにもう一つは、平成 28 年度からひばりが丘公民館を分室とする体制の変更が行われたということです。

1. 行政評価について

西東京市は平成 17 年度より、事務事業評価を本格導入しています（平成 22 年度から事務事業評価と施策評価を隔年で実施）。平成 25 年度の評価において、公民館関連で 2 項目、「主催事業」と「市民企画事業」が評価対象となりました。主催事業については、行革本部評価で、「必要性は認められる」とされた上で、「社会教育課、公民館、図書館の三者における役割分担・機能連携について検討を進め、公民館が果たすべき役割を整理されたい。」と述べられています。また、市民企画事業についての行革本部評価では、「意義のあるものと考えられる」とされつつも、「本事業の目指す目的が金銭的支援によってしか達成しえないものであるのか、他自治体等の状況を研究し、その必要性やあり方を検討されたい。」「運用上の課題である重複参加の問題等についても、より広く市民の利用に供することのできるような手法を確立されたい。」と指摘されています。

2. 独自評価について

西東京市公民館の主催事業を予算区分にしたがって分類すると「学習支援保育事業」「青年期教育」「成人期教育」「広報活動」「公民館市民企画事業」「視聴覚教育」「地域交流事業」の 7 つが挙げられます。これらに対する行政評価は上述のとおりですが、公民館の独自評価にも注目する必要があります。

西東京市公民館では、平成 26 年度事業から独自評価を行っていますが、事業評価表では「長期的視点での人づくり」の項目に「市民参加」の評価区分を設けています。2 次評価者である公運審は、評価として「市民企画事業の実施については高く評価できる。」、課題として「自治の力の形成には、学級講座以外の事業の充実に検討を加えていく必要がある。」としています。

3. ひばりが丘公民館の分室化について

ひばりが丘公民館の分室化については、公共施設の適正配置等に関する基本計画で指摘されている谷戸・ひばりが丘両館の近接への対処として決定されたものです。谷戸・ひばりが丘両館の近接への対処として、平成27年市議会第一回定例会において、ひばりが丘分室の条例の改定がなされました。条例案提出までの間、4回に渡る臨時利用者懇談会がひばりが丘公民館で開催され、一般市民だけでなく公民館運営審議会（以下、「公運審」とする。）公運審の委員も参加し議論を重ねました。分室になることでの、分館長不在の危機管理体制の不安を始め、ひばりが丘分室をきっかけに他館へも分室化が広がるのではないかとの心配の声も多く寄せられました。適正配置は、谷戸とひばりが丘の問題として捉えているとの確認はできたものの、未来永劫確約されているわけではないことも事実です。

たくさんの市民が集う公民館に、本来責任者となる分館長がいなくて良いわけがなく、更なる分室化はあってはならないと考えますが、その一方で、分室化となったひばりが丘公民館を今まで以上に盛り立てて行く使命もあります。

II 公民館主催事業について

1. 公民館の目的について

社会教育法の第20条によると「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」を公民館の目的として定めています。

この社会教育法の「第20条公民館の目的」に基づいて、公運審では公民館の特性を以下のように考えます。

- i すべての市民に開かれ、学習を保障された場です。地域社会で必要とされる公共的な諸課題を掘り起こし、学習内容としてきました。また、公民館は施設の利用や講座への参加は原則無料としてきました。このように、学習権の保障という理念に基づいていることは公民館の主要な特徴です。
- ii 単なる貸し出しにとどまらない地域づくりの場です。市民のニーズに応じて専門性を有する職員が学習の支援者となり、市民の学習活動を支援しています。また、職員が団体と団体、個人と個人とが関わる機会を設け、地域づくりを図っています。
- iii 教育機関としての独立性です。公民館は、教育委員会に属しているという特徴をもちます。一般行政からの独立による教育の自主性の確保は、現行法にも保障されている民主主義を支える重要な要素です。

2. 公民館主催事業をめぐる西東京市公民館関係者等のこれまでの議論

近年、西東京市公民館の主催事業をめぐる関係者が議論し文章化したものから3つ取

り上げます。

(1) 「公民館事業の見直しについて」(公民館事業見直検討委員会／平成 20 年 12 月)

西東京市行財政改革大綱(平成 14 年第一次、平成 17 年第二次)、平成 17 年の西東京市「新しい公民館・図書館のあり方について」の提言、平成 20 年改正社会教育法及び教育振興基本計画制定における新たな公民館の機能と役割など、公民館再構築に向けて踏み出す必要性が打ち出されたことから、西東京市公民館見直し検討委員会が設置されました。

委員会では、西東京市公民館の現状を概観したのち、公民館が法体系の中にどのように位置付けられてきたのか、とりわけ、改正法の中でどのように位置付けられているのかを中心に時系列的に確認し、これらを踏まえた上で、公民館に求められる今日的な機能及び公民館主催事業について提示しました。

(2) 「西東京市公民館の事業評価のあり方について」(公運審答申／平成 23 年 3 月)

公運審は、平成 22 年に「西東京市公民館の事業評価のあり方について」の諮問を受けました。諮問理由は、社会教育法改正にあたって、公民館が運営の評価、改善に努めることが義務付けられ、公民館独自の事業評価の開発が課題であることにあり、①学級・講座、②施設管理、③窓口業務、④長期的視点での人づくりの観点から評価のあり方についての答申がまとめられました。

とくに公民館独自の評価をめぐって数値化できる評価と非数値化の二つの方向から、また単年度評価と長期的評価というこれまた二つの方向からの評価によって独自性を示したものです。

諮問にある「事業評価」の「事業」を狭義の概念としてとらえず、運営にかかわる面も「事業」として位置付けています。評価を進めることによって、「直接的には公民館職員 の更なる成長の糧になり、ひいては利用者の利便性の向上につながり、結果、 広く市民の学びの向上に活かされる」ことを目指し、公民館の存在意義を高めていく取り組みになっていきます。

「事業評価」は講座等参加者による「アンケート」をはじめ、その参加率や満足度から、事業の企画・立案・実施の背景やプロセス、地域・市民への波及効果といった見えない部分も視野に入れ、そうした力量が職員によって発揮されているかどうか为主要な評価にあたります。こうした評価にかかわっては、公運審において、公民館が主催事業についての計画書と報告書に基づいて協議し、実質的に評価機関としての役割・機能を担っています。

この事業評価とは別に施設管理、窓口業務、長期的視点での人づくりの観点からは、単年度の数値化はなじむものではありません。「出会い」「交流」「学びあい」といった「公民館らしさ」は、利用者の生の声を記録として蓄積することが評価活動の一環として活かされる必要があります。こうして、量(定量)・質(定性)両面にわたる「総合的評価」が求められます。

そうした事業評価の取り組みを通し、公民館のよりよい運営がなされ、すべての市民にとって社会教育施設としての公民館は必要不可欠だということを、再認識できる方向が望ましいものです。

以上のことを推進しつつ、今後、「公民館への人的配置」と、多彩な媒体をとおした「公民館を広く知らせる」ことに配慮していくことが求められています。

(3)「社会教育施策の今後のあり方について」(社会教育委員の会議提言／平成 25 年 6 月)

西東京市社会教育委員の会議では、「社会教育施策の今後のあり方について(提言)」のなかで、西東京市公民館事業について提言・評価しています。

この提言に至った背景の一部には、社会教育事業の広がりが十分とはいえず、さらに、社会教育行政組織においても横の連携不足や職員の専門性が生かされていないなど、いくつか改善点が浮き彫りとなっていたことが挙げられています。

3. 国等の動き

公民館関係者のなかでは、上記のような公民館や主催事業の目的が確認されましたが、一方、行革本部からは、「公民館が果たすべき役割を整理」することが求められていますので、この両者の認識を乗り越える手がかりを、国等の動きのなかに探りました。

この間、国においても、これからの生涯学習振興政策や、その中核となる社会教育行政・公民館について様々な議論がなされるとともに、第 2 期教育振興基本計画（平成 25～29 年度）では、学校教育を含めた自立・協働・創造の生涯学習社会の構築が目標に掲げられています。

第 2 期教育振興基本計画策定にあたっては、第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会で「議論の整理」がまとめられました。このなかでは、学習を通じて市民意識を高め活動につなげる学習機会提供の重要性や、学校教育と連携・協働し地域コミュニティを形成していくことなどが、社会教育行政や、社会教育を具体的に推進する中核施設である公民館に期待されています。またそれと同時に、“「自前主義」からの脱却”という言葉で、首長部局等と連携し地域住民とも協働しながら、「ひらく・つながる・むすぶ・つくりだす」という総合的な機能を様々な領域で発揮し、地域住民同士や関係団体等をつなぐネットワークの構築の拠点となっていくことが強く求められています。

超高齢化や人口減少といった、これからの日本社会の課題にすでに直面している地方自治体の首長が構成する全国公民館振興市町村長連盟から平成 25 年 10 月に出された、「公民館の強靱化」についての要望書では、「国土強靱化計画」を実践する上で国民生活の「基本的な部分での強靱化」は必要不可欠として国に財政等の支援を求めています。この根底には、「地域産業、公衆衛生、福祉等、すべての分野においてそれらに関わる社会教育活動を公民館等で行うことは最も効率的であり、本来市町村行政全体で十分に行われてしかるべきもの」という公民館認識があります。

4. 公民館主催事業の意義と今後の期待

今回の諮問を受けて、「公民館主催事業の意義」について公民館職員・専門員及び公運審委員はどう考えているのか、付箋にコメントを書き出す形として全員で付箋ワークを行い、意見を集約してみました。その結果、特に学習内容や方法、そして対象に関心を置きながら事業実施していることがわかりました。寄せられた意見やキーワードを生かした「付箋ワークまとめ」についてはイメージ図（資料参照）のとおりです。

こうした作業をしたことで、公民館主催事業では、市民との交流を図ることにより学習を深め、その学習活動から自己啓発につながっていくことを求めていることが、確認できました。さらには、学習を続けることで地域課題に気づき、その課題を解決すべく地域交流の架け橋となるような人材を養成していくことも目的の一つにあることを再確認しました。公民館主催事業は、学習により市民を育て、その後の主体的な活動により、持続可能なまちづくりに貢献します。

継続的で系統的な社会教育にふさわしい学習活動を進めることができるのが公民館主催事業です。これからも、公民館でしか行うことのできない主催事業を丁寧な市民参加のもと、実直にすすめていくことが必要です。今、主催事業を受けた受講生が10年後20年後の西東京市を担う市民となることを見据えて事業展開していくことが大切だと考えています。

公運審では、付箋ワークやこれまでの公民館関係者の議論の経過、国等の動きを踏まえ、以下の三点をこれからの主催事業に期待したいと考えています。

- i 公民館は単なる「施設」「空間」ではなく、主催事業によって公民館が果たすべき住民主体の地域づくりを実現していくこと。
- ii 主催事業を構成する要素は、「地域市民（学習者）」、「内容」、「方法」であり、特に「方法」が多様に工夫されています。今後はその特性を生かして、より一層、市民参画を進めていくこと。
- iii 主催事業は、単に講座ということだけでなく、まつりやコンサートを準備する過程でも市民自治の力が育まれること。また、時間的・地理的に講座参加が難しい方々にも「公民館だより」により、学びの素材を届けることにも注目して事業計画を立てること。

Ⅲ 市民企画事業について

1. 市民企画事業とは～平成 17 年度の答申以降の取組～

市民企画事業は、市内にある自主的に学習するグループの学習の成果を地域に還元することにより広く市民に多様な学習の機会を提供し、より良い地域社会の創造を目指すことを目的としています。

西東京市公民館運営審議会答申「講師派遣事業のあり方について」（平成 17 年 4 月）を機に、講師派遣事業として行われていた枠組みを見直し市民企画事業としてスタートしました。答申においては、「自主グループ（団体）の学習要求の実現」よりも「市民への学習機会の提供」を重視していくことが望ましいとされ、その趣旨に合わせた事業名称の変更がなされました。

価値観が多様化するとともに、持続可能な社会づくりが模索される現代においては、市民の学習機会提供を市民自らが行うことで、行政サービスの受け手からまちづくりの当事者に、市民意識を向上させていく可能性を秘めた貴重な事業の枠組みといえます。

平成 17 年 4 月の答申以降は、事業企画者が集い、広く市民に開かれた場で懇談会や報告会が行われています。

この間のこうした取組については、平成 25 年度の行政評価でも高い評価を受けていますが、一方で、利用市民のより一層の拡充や金銭的支援以外の支援方法の検討が求められています。

2. 実施団体等の意見とその現状分析

今回、答申をまとめるにあたり、公民館専門員との懇談会および市民企画事業報告書の「今後の反省点、感想」「公民館への意見・要望」、市民企画事業実施団体から、意見を拾いあげ、現状分析をしてみました。

公民館専門員の発言からは、「ベテラン団体の実施回数が多い」「同一人が、複数の事業内容が酷似した利用団体の中心になっている例がある」等の現状報告もある一方、「市民企画事業は、スピード感を持った時事問題などをテーマにできる利点がある」「職員が企画する事業と市民企画事業は両輪と考えられる」といった高い評価も述べられました。

また市民企画事業の報告書からは、「より市民が賢くなることによって地域力がアップする」「時間配分が難しく、参加者とのディスカッションが不足だった」等、各団体の企画、実施、報告それぞれの段階で力量の差が出てしまうことも見えてきました。

報告書の記入方法も、記述式で自由に意見を述べるにとどまっているため、枠いっぱいの 15 行全てに記載している団体から、4 行で終わらせている団体まで様々でした。

さらに、平成 28 年度市民企画事業「中間報告会」では、参加された市民の皆さんの声を直接聞くことができました。「重複」の指摘については「事務レベルのことを一手に引き受けるために、筆跡が同じ場合があるが、各団体の課題や学習内容が違う」との意見があり

ました。詳細については、「利用団体が固定し、続けることは大変なことであり、大事にしていくべき」、「使いにくくなることを懸念する。公共・行政でできないことを市民がやっている。お金を減らさず、PRの方法として市の掲示板を増やすとか、学校にチラシを配布するルートを確立するとか、新たな人を増やして行くアイデアに力を入れて欲しい」、「講師料を減らすと企画が貧困になっていく」、「行政が同じ企画を行うとしたらどれだけの予算がかかるのか考えて欲しい」、「公民館の企画事業だからこそ、そして市民企画だからこそ、安価な講師料で講師が来てくれている」等の意見が述べられました。その中には講演会後の反響について「市民企画事業の講演を聞いた後に、それに関連した絵本を購入し、小学校四年生の朝の読み聞かせで、その絵本を読んだとの報告を参加者から受けて感激した」と、報告書の文面だけではわからない講演会後の拡がりも確認できました。

3. 現在の課題

実施団体等の意見を踏まえつつ、事業を総合して検討した場合に、現状の課題は以下の三点にあると考えます。

(1) 団体の固定化について

市民企画事業は、公民館を利用する自主グループが日頃の活動で培った知恵やノウハウを生かして学習機会を提供することに、大きな意味があります。それには、自分たちの学習成果を客観的に捉えて講座を組み、広く市民に発信する力量が必要です。知恵やノウハウがあっても、講師を選び交渉し講座を作るということはまた別の難しさがあり、経験の無い団体には高いハードルともなります。その場合は、ベテランの団体がその先達となり、職員も手法その他の支え手となることで、利用団体全体が企画事業の担い手となっていき、固定化が解消していくと考えます。ベテラン団体の関わり方、また職員の支え方など、仕組みを作ることが必要です。

(2) 構成メンバーの重複について

複数の実施団体に重複して所属している市民がいることで、実質的に機会の公平性が保たれていない現状と見られるケースがあります。金銭的支援を行う場合は、公民館を利用する自主グループとして、会員が集い学び合いの活動をしていることを、より透明性を持って明確にする手続き等を検討していく必要があります。

(3) 学習を企画するための支援について

公民館の職員が企画する主催事業においては、参加者が主体的に学び合うためのさまざまな方法が採られています。市民企画事業においても、「何を学ぶか」だけでなく「どう学ぶか」の観点もより意識的に企画段階から検討していく必要があります。

4. 公民館主催事業の意義に照らし合わせた市民企画事業の今後の展開

公運審では、これまでの経緯や現在の課題、実施団体等の意見を踏まえ、今後に向けて以下の観点を盛り込んで市民企画事業をさらに充実させる必要があると考えました。

- i 金銭的支援に限らず、場所や情報発信の支援を行い地域人材の活躍の場を広げる機会として、市内各施設や学校での実施なども検討し、市民企画事業の取組をさらに広げていくこと。
- ii 新しく企画をしてみようとする団体の枠組みを設けたり、公民館職員が企画づくりの助言をするなどにより、金銭的支援が伴う取組については、これまで以上に多様な団体が利用できるようにしていくこと。
- iii 市民企画事業に取り組む団体間の交流や学び合いの場を充実させるとともに、企画・運営・報告の各段階において公運審が関わる仕組みにするなど、透明性を高めていくこと。

IV 公民館主催事業における市民との協働・市民参加のあり方について

1. 市民との協働

市民との協働については、大枠では非常に良く行われていると考えます。

とかく形式的と言われる傾向がある、行政と市民の協働事業にありがちな評価と相反して、公民館主催事業における協働は、市民の評価が高くなっています。

その要因は、日頃から市民と職員が対等でより良い関係性を築いているからに他ならないと考えます。

その結果、市民が地域の問題を考え、職員はその専門性を活かし円滑な住民活動や合意形成をして、従来の一律的な市の政策では対応できないニーズを掘り起こし、地域の特色を踏まえた解決策を協働で打ち出しています。

今後に向けては、これまでの協働事業は評価しつつ、以前から指摘のある細かな課題、「公民館事業の見直しについて」に出ている課題の解決、平成 23 年 4 月 27 日付の「西東京市公民館の事業評価のあり方について」に対する答申にある付帯意見「公民館を広く知らせることについて」の対応策、「社会教育施策の今後のあり方について(提言)」にある公民館事業、図書館事業の工夫、充実の推進等、具体的な施策を示し、さらに改善していく必要があります。

2. 市民参加のあり方

西東京市には、平成 14 年に策定された市民参加条例があります。全国的には、市民参加

条例の整備は 3 割にとどまるという実態調査がある中で、市民参加の指針となる条例が西東京市にあることは大変誇れることです。

市民参加条例の前文には、「市民がまちづくりの主役として活躍するためには市政における市民参加を更に発展させるとともに、生活者である市民の意向を市政運営に的確に反映できる仕組みをより一層充実させていくことが必要です。」とあります。合併後 16 年が経ち、急速に都市化が進み 4 キロ四方に 20 万人が暮らす現在の西東京市では、多様な市民ニーズが生まれています。条例前文にあるように、市民の意向を的確に市政運営に反映させなくてはなりません。

地域社会における市民、特に高齢者や障がい者（児）の方、外国人などが孤立せず、それぞれに合ったほっとする居場所を見つけ出すことも必要です。そしてそうした居場所は、すべての市民の自治と参加により具体化されることが望ましい姿です。

多くの市民が共に地域課題の解決を探ることで、行政サービスの受け手から、自らの生きがいをもって「自己実現」の機会となり、やがて行政サービスの担い手となっていきます。多くの市民が気軽に集える公民館だからこそできる市民参加の形だと考えます。

また、そもそも市民参加とは、政策決定の場に参加することであり、年に二度設けている利用者懇談会について、主催事業の内容を検討する場として充実させていくことも考えられます。地域の課題は、その地域の市民が一番感じていることであり、利用者懇談会を活用し、課題解決を図ることで、単なる貸し館ではない公民館としての位置付けが確立されます。

職員が企画する主催事業においては、利用者懇談会やアンケート等を市民参加で行って率直な意見をもらい、また市民企画事業においても、新たに公運審の評価機能を導入することで公平公正を担保し、市民独自の視点での企画をすすめて欲しいと考えます。公民館の主催事業が、ますますグレードアップされた協働・市民参加により開催され、すべての市民が、支えあい、わかちあう西東京市の人的基盤を整えていくことを願います。

3. 西東京市の知見と実績を生かした公民館主催事業の実現を期待して

西東京市公民館の主催事業における市民との協働・市民参加のあり方について、どうあるべきか、市民企画事業を含めて検討を進めてきました。

公民館主催事業については、これまでその事業評価を含めてさまざまな議論がなされ、その重要性について認識されてきたところですが、改めて関係者全員による付箋ワークを行い期待される役割を整理しました。市民企画事業についても充実の方向性を示すことができました。

検討のなかでは、ひばりが丘公民館分室化による職員体制を踏まえた今後の運営についても強く注視していく必要があることも確認されました。ひばりが丘公民館の周辺に住む市民の声を丁寧に掘り起こし、近隣で活動する団体や施設との課題を超えた関係を築き、地域づくりをより一層進めてほしいと願っています。そのためには、これまで以上に市民

の参加と協働を支える職員の役割の明確化を図りながら、ひばりが丘ならではの地域特性を生かした事業水準を保って欲しいと考えます。

西東京市の「市民活動団体との協働の基本方針」では「協働についての基本的な考え方」で3つのポイントを示しています。「①相互に対等な関係であること」、「②互いの特性や立場を十分理解し認め合っていること」、「③解決を目指す課題や達成目標が共通していること」、です。

これらについては、公民館と市民活動団体との協働においても踏まえられています。

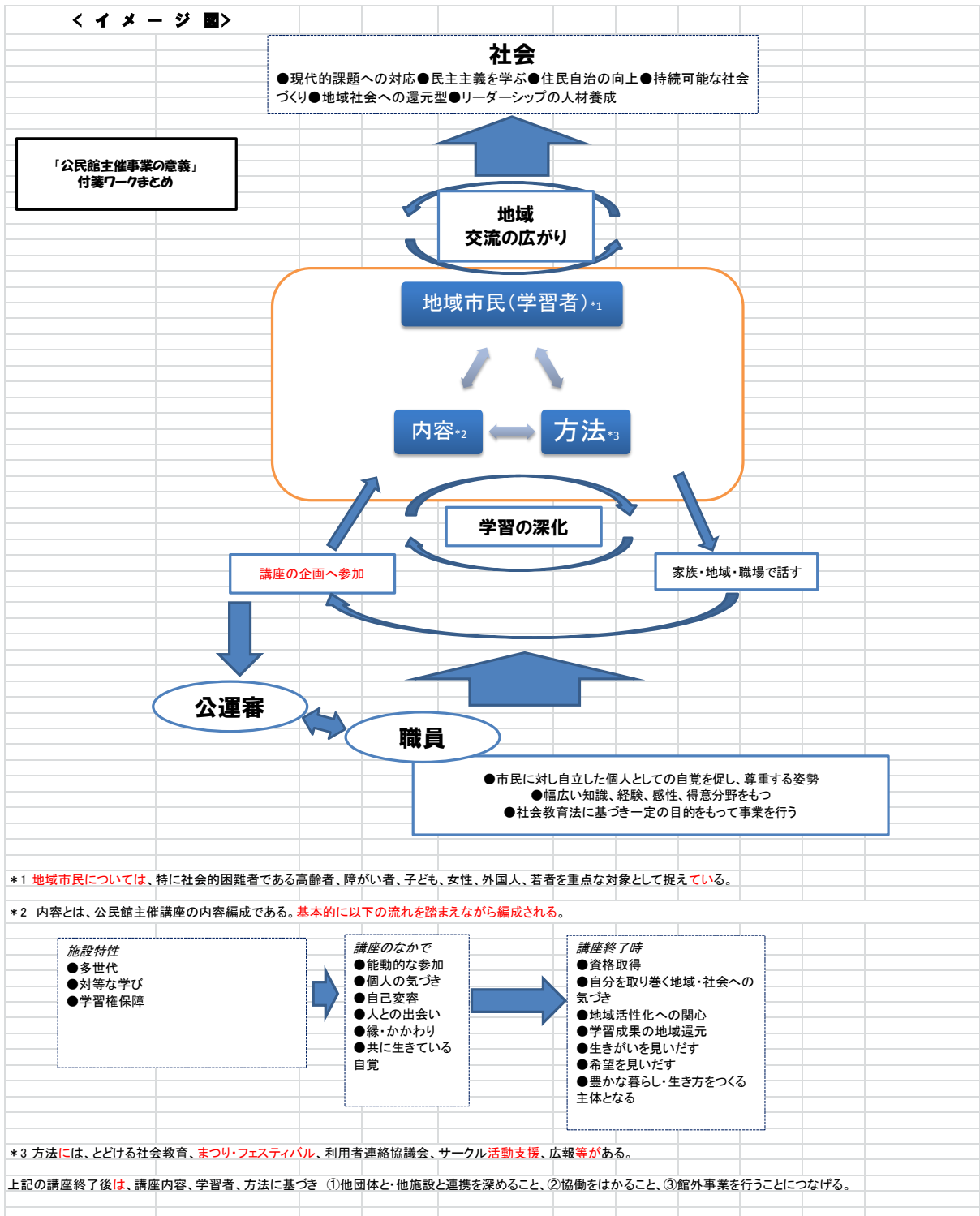
さらに公民館においては、日頃から市民と職員が対等でより良い関係性を築いていることや、従来の一律的な市の政策では対応できない課題の解決策を協働で実践しているなど、基本方針を先導する取組が多く行われています。そのことは本答申に添付した資料「西東京市公民館における協働・市民参加の実績」から読み取れます。長年に渡るこの実績は、公運審や利用者懇談会において公民館組織と市民とが、評価プロセスを共有できる制度設計がなされていることも大きく関係していると考えます。

今後はそれに加えて、市民同士の触媒となることを望みます。そして、公民館の主催事業における市民との協働・市民参加のあり方が、より充実したものとなり、今後も公民館が生涯学習の拠点として市民の学びに大きく貢献し、活力ある地域づくりの推進に寄与することを強く求めます。

以上、平成28年3月23日付で公民館長より諮問のあった件についての答申とします。

資料

○イメージ図（「公民館主催事業の意義」付箋ワークまとめ）



○西東京市公民館における協働・市民参加の実績

今回の諮問をきっかけに公民館主催事業の全体を改めて振り返ってみると、これまでの西東京市公民館関係者等の議論や国等の動きで指摘されていることは、すでに各公民館で行われていることもわかりました。

以下、協働・市民参加の形態ごと、いくつかの取組を紹介します。

(1) 主催事業の企画段階からの市民参加

■ロビーコンサート（柳沢 56回）

サークル横断的な実行委員会を組織し、ほぼ隔月で開催している。

■まちづくりチャレンジ講座（柳沢 56回）

講座準備会を重ね、学習課題の探求を市民とともにやっている。講座の中では準備会参加メンバーが核となって進行している。

■地域で創る教育ネットワーク講座（芝久保 13回）

「キルト・ネットの会」・芝久保公民館利用者連絡会・ホットネットステーションとの協力の下、地域で活動している子ども関係の団体や学校（PTAを含む）やNPO団体との情報交換・課題共有のもとに講座開催。

■谷戸の自然と歴史・文化を学ぶ講座（谷戸 7回）

本講座の第二弾「始動！紫草復活プロジェクト」は、企画段階から新たな活動団体発足に向けての話し合いに至るまで「NPO環境サポーターはちどりの会」の協力を得て実施した。

■谷戸市民映画会（谷戸 189回）

西東京シネマクラブが企画運営に参加。公民館の視聴覚室、音響機材を活用する。理解を深めるため監督原作者を招聘、製作意図背景を解説、上映とのコラボレーションを行なう。谷戸地域の春の市民名画座として定着している。

■ロビーコンサート（ひばりが丘 4回）

ロビーコンサートは、ひばりが丘フェスティバル実行委員会からの発案で平成27年度から始まった。プログラム、チラシ・ポスターのレイアウト、場の構成などについて、出演団体と話し合いを重ね、当日の運営も出演団体が主体的に関わっている。

■オレンジ・カフェ保谷駅前（保谷駅前 8回）

認知症サポーター、ふれあいまちづくりボランティアの市民と、医師、地域包括支援センター（栄町、富士町）が共に集い、話し合いを重ね、毎月1回、認知症の方やそのご家族、認知症に関心のある方など、どなたでも気軽に集まれる居場所づくりを実施している。

■わいわいクッキング（田無 20回）

企画段階から西東京わいわいネットと共同で実施。27年度の「月イチクッキング」の中で、7回実施し、西東京市内の「子ども食堂」づくりも平行して進めてきた。その実績に

基づき、28年度は通年、月1回で実施。学生の参加や高齢者の参加も多く、異世代交流や新規利用層の獲得にもつながった。

(2) 主催事業の運営のなかで受講生に参加を促したもの

■編集講座（柳沢 6回）

公民館だよりのスタッフ発掘を一つの目的としている。平成27年度は数人の受講者が、講座終了後、公民館だよりのスタッフになっている。

■まちづくりチャレンジ講座（柳沢 56回）

準備会のメンバーが各回の「案内人」となり、講座の冒頭で「なぜこの学びが必要なのか、どんな思いでこの回の学びを入れたか」等を話し、参加者全体で共有する。

■農業を知る講座（谷戸 約950回）

地元の農家の協力を得、1年間を通し10種程の野菜を作り、播種、育成、収穫を体験する。平成5年住吉公民館からの継続事業、受講生がサークルを作り引き続き地域の農作業に関与する。農地に触れ合う街づくりを目指している。

■朗読劇で心も身体もリフレッシュ！（ひばりが丘 9回）

日常生活の忙しさをリフレッシュすることを目的に実施。朗読劇の基本を講座の中で学んだ後に、講座参加者の総意を得て、学習成果の発表として「ひばりが丘フェスティバル」に参加した。その後、公民館の登録団体として活動を開始し、平成28年度のひばりが丘フェスティバルにも参加している。

■エンジョイ！J-ゴスペル（ひばりが丘 8回）

10代半ばから30代までの市民がゴスペルを楽しんだ。講座終了後サークルとして立ち上がったことで、公民館とは疎遠になりがちな世代が、公民館を利用するきっかけを作ることができた。学習成果の発表として「ひばりが丘フェスティバル」に参加することで、講座外でも異年齢交流や地域とつながる体験をした。

(3) 主催事業中または終了後に市民が主体となって協働を推進したもの

■シニア講座（田無 14回）

わいわいクッキングや市内の「子ども食堂」、無償学習支援、障がい者対象への地域ボランティアとしての参加を促している。

■わいわいクッキング（田無 20回）

連続講座「子どもの貧困と向き合う」から自主サークル「西東京わいわいネット」が生まれた。サークル発足後、主催講座に協力し、実習室で「子ども食堂」を行っている。2015年4月からはじまり、この活動をきっかけに現在市内5か所の子ども食堂が展開中である。

■キルト・ネットの会（芝久保 13回）

平成26年「地域で創る教育ネットワーク講座」からサークル化。定期的な情報交換でゆ

るやかなネットワークづくりを広げつつある。

■西東京市市民映画祭（谷戸 198回）

谷戸公民館の「映画講座」がきっかけとなり、映画好きの同好の士が谷戸シネマ倶楽部を発足。合併後、西東京シネマ倶楽部となった。大型スクリーンのある市民ホール等で隔月に市民名画座と毎年市民映画祭を実施している。若手映画人の登竜門「映画館のない街で、我らの街の映画祭」として自主映画コンペティション（ショートフィルム）は15回目を迎える。谷戸公民館を予選会場として提供している。

■親子で世界とツナガル♪はじめの一步！（ひばりが丘 8回）

ひばりが丘公民館の近隣は、市外から転入してくる子育て中の世帯が多い地域であることから、まずは子育て世代を対象として「国際理解・多文化共生」に関する課題を考える機会とした。互いの違いを尊重しあい、共に暮らす姿勢について考える機会となった。

NIMIC（NPO 法人西東京市多文化共生センター）や西東京市日本語ボランティア教室の市内の活動を取り上げることで、地域外国人支援に感心のある人材を発掘し活動への参加のきっかけになった。講座終了後は、公民館登録団体となり、子育て世代を対象とした多文化共生に関わる活動を行う中で主体的にNIMIC他との協同も推進している。

■困難を抱える若者を支える場をつくろう（保谷駅前 25回）

終了後、参加者有志によるサークル「バロック」が結成された。メンバーそれぞれの課題を語りあう定例ミーティングに加え、「カフェバロック」を開催（10月にプレオープン、1月3月に実施予定）。また、平成28年実施の主催講座「困難を抱える若者を支える場をつくろう」の講師選択を「バロック」メンバーが担い、毎回の講座冒頭で、「講師紹介」「この講師を推薦した理由」「自己紹介」などについて2分間のオープニングトークを行った。

（4）市民が主体となる多様な取り組み団体の相互連携を促したもの

■柳沢公民館フェスティバル（柳沢 6回）

今年度は第6回を迎える。昨年度より実行委員会を組織して企画、開催している。

市内の大学のサークル等、若者の発表と、公民館利用サークルの発表の場を兼ねた地域のフェスティバルである。

■田無公民館まつり（田無 10回）

公民館利用サークルの交流の場として始まり、実行委員会を組織。横の連携をとりつつ、各サークルの発表・展示・地域の学校（武蔵野大学・田無四中・田無特別支援学校・田無高校）との連携を図り、平成28年度に10周年を迎えた。

■地域で創る教育ネットワーク（芝久保 13回）

平成20年度からの継続講座。青少年の問題に関心を持つ地域の大人たちが緩やかにつながり、学び合い、青少年の現状を理解し、課題解決をめざす芝久保公民館主催講座。文部科学省の公民館支援事業「公民館海援隊」の参加事業。

■谷戸まつり（谷戸 28回）

地域のまつりとして参加団体・個人を公募し、準備会・実行委員会を重ねて市民主体で運営している。活動サークルの展示発表以外にも実行委員会メンバーによる「いこいコーナー」で団体間の相互連携を図っている。いこいコーナーのバザーは被災地支援を目的に開催しており、収益をその年の被災地団体に届けている。ここでも繋がりを構築している。(5)にも該当するが近隣学校（谷戸小、谷戸二小、田無二中、ひばりヶ丘中）とも連携し、生徒作品の展示、吹奏楽の発表、中学生ボランティア、校長先生の開会式参加など行っている。

■芝久保公民館まつり（芝久保 34回）

実行委員会形式による開催で公民館利用者同士の交流を図り、また多くの地域住民の参加を促進する目的で、サークルの発表や展示等とともに、主催事業を開催する。

■ひばりが丘フェスティバル（ひばりが丘・地域交流事業 5回）

全6回行われる実行委員会では、充実した話し合いが行われ、当日のスムーズな運営に繋がっている。新しく加わった団体には、古くから加わっている団体のアドバイスがなされたり、また新しい団体からこれまでにないアイデアが出されたりなど、新旧の団体の良さが活かされた。

■こわーいお話を聞く会（ひばりが丘 4回）

平成25年度より継続的に開催することで、地域の青少年向けの夏の恒例行事として定着しつつある。これまで参加の少なかった男子にも興味が湧く内容を目指した。

ひばりが丘公民館登録団体の協力を得ることで、指導する側にも学びや発見の機会を提供し、日頃の活動を振り返るきっかけの場となった。

朗読や語りをひばりが丘公民館登録団体の「朗読 草の会」に、室内のお化けの画を「水墨画を楽しむ会」に、めくりを「泉舟会」（書道）に依頼したことで、雰囲気が大いに盛り上がり、また、多くの団体の協力で行われている季節の行事に地域の子どもやその保護者が参加することで、地域を意識してもらうきっかけとなった。

■保谷駅前公民館ジョイントコンサート（保谷駅前 8回）

公民館利用サークルを対象に、参加者を公募、実行委員会を組織し、コンサート及び展示の企画・運営を行っている。サークル同士で共演企画もあり、交流の機会となっている。

（5）その他（登録団体、市民団体、学校などとの連携・協働で事業を開催）

■くるみ学級（柳沢）

スポーツ振興課・スポーツ推進委員の協力を得て、ニュースポーツ（ユニカール、ボッチャ、輪投げ）大会をきらっとで実施。

活動の中で、市民サークルの「柳沢マジッククラブ」にマジックを、「ウインズバストラーレ」に音楽ワークショップを依頼。

毎年柳沢都営住宅自治会と共催で餅つき会を開催している。

■あめんぼ青年教室（田無）

演劇ワークショップでプロの劇団の指導を仰いで、公民館まつりで発表。音楽サークル「ウインズパストラレ」が毎年定期的に音楽指導を主体的に行っているほか、公民館まつりをはじめ、武蔵野大学の学生が参加。

■日本語講座（柳沢 309回）

日本語ボランティア養成講座受講生やNIMIC会員がスタッフとなって、受講者の学習を支えている。

■まちづくりチャレンジ講座（柳沢 56回）

市民協働センター（ゆめこらぼ）との共催。公民館のまちづくり講座の中で積み重ねた学びを活かして、ゆめこらぼが実施してきた「まちづくり円卓会議」を共催で実施して、マルチステークホルダー（多様な主体）が対話する場をつくり、課題を共有し、協働でその解決に取り組む。

■防災と多文化共生（田無 1回）

講座開催について、地域の小・中学校の避難所運営協議会に連絡して、参加してもらった。

■わいわいクッキング（田無 20回）

毎月1回、西東京わいわいネットの協力で実施。料理とお楽しみ会を行っている。ゆめこらぼとの連携（防災ゲーム）・アートみーるとの連携（絵画遊び）・柳沢マジッククラブ（マジック）・パパクラブ（バルーンアート）・クラクラット（クリスマスソングの演奏）等、学生ボランティアが常時参加。

■芝久保公民館利用者連絡会（芝久保）

2000年5月発足。芝久保公民館利用者の横の関係を築こうと、公民館で活動する団体のスムーズな利用や地域課題を話し合うことで、利用団体の連携を目的に活動を続けている。毎年5月に総会を開催。利用連ニュースを年3～4回発行。

■H28 地域防災講座「HUG体験会」（芝久保 1回）

芝久保公民館利用者連絡会からの要望により、市民サークル「キルト・ネットの会」（青少年の教育生活情報など地域で情報交換の場）と芝久保公民館との共催事業を行った。他人事ではないこの地域に想定される首都直下型地震にどう備えていくのかを避難所運営ゲームHUGを通して考える機会とする。

■保育室運営会議 「冬のお楽しみ会」（谷戸 8回）

学習支援保育を利用している団体やお話会や人形劇の活動を行っている団体と連携をして実施している。

■地域防災講座（谷戸 8回）

平成27年度の防災講座「教えて！もしもの時の避難所」は、市民と共に地域課題を出し合い企画した。講座では市内11校の避難所運営協議会、育成会、自治会、西東京市レスキューバードが参加し、各団体が課題を出し合うなど交流の場となった。講座後も団体同士が

連携し合い、各学校や地域でコラボ活動をしている。主催講座が起点となり、各団体間を広く繋げたことは公民館ならではの考える。今後も情報交換の場が必要と学校の先生や社会協議福祉会の方も参加して「もしもの避難所ネットワーク」を結成し、相互学習をしている。平成 28 年度谷戸公民館の地域防災講座はサークルメンバーを講師に迎えるなど協働で行っている。

■子ども防災講座（谷戸 1 回）

子ども向けの防災講座も登録団体「もしもの避難所ネットワーク」のメンバー（碧山小避難所運営協議会）に協力を得て開催している。

■ロビーミニ講習会（谷戸 11 回）

気軽に公民館事業に参加してもらい、地域の中で顔見知りになってもらうという目的で開催している。特技で社会貢献したい地域の方や登録団体メンバーと連携して実施している。協力希望者はロビーで随時募集している。

■キッズ日本文化体験教室（ひばりが丘 18 回）

平成 27 年度まで継続して実施し、子どもたちが日常触れることの少ない日本文化を体験する機会になってきた。ひばりが丘公民館登録団体の協力を得ることで、指導する側にも学びや発見の機会を提供し、日頃の活動を振り返るきっかけの場となった。普段小学生との接点がないという団体もあったが、講座が進むにつれ、子どもたちとのコミュニケーションもスムーズになり、積極的に交流する姿もみられた。

■若者の生き方を考える講座 1（保谷駅前 1 回）

若者に自殺防止を呼びかけるため、保谷駅前公民館の登録団体「8 2-party」の新作劇「ザセカンドライフ～悩まぬ罪と二人の罰」を上演。上演後に、劇団の主宰者と自殺防止の啓発活動をしている講師のトークを実施した。

■子ども書き初め講座（保谷駅前 4 回）

保谷駅前公民館利用の書道サークルのメンバーが講師となり、市内の小学生に書き初めの指導をしている。

■防災講座「防災まち歩き」（保谷駅前 2 回）

地域の防災・減災について共に考え、近隣地域の住民同士の顔が見える関係づくりを目指し、地域防災活動団体西東京レスキューバードと「防災まち歩き」を実施した。

■地域がつなぐ温か地域の交流（田無）

ふれあいのまちづくり住民懇談会「ファミリーたなし」、社会福祉協議会との共催。田無公民館の料理サークルがお菓子作りを担当した。

■ロビー企画（田無 52 回）

ロビーの有効活用をめざし、市民サークルの発表の場として開催している。

■ちいさな展示会（芝久保 平成 10 年～毎月）

開館以来、多世代交流を目的に、市民サークルがロビーでの展示会を、毎月開催している。

○公民館運営審議会及び起草委員会審議等経過

開催日	会議	主な審議内容
平成28年 3月23日	公民館運営審議会	諮問文を受領
3月30日	起草委員会	・座長、副座長、記録の選出 ・今後の予定について
4月27日	公民館運営審議会	・起草委員会より報告
5月11日	起草委員会	・公民館主催事業の現状について
5月25日	公民館運営審議会	・起草委員会からの報告を受けて審議
6月8日	起草委員会	・付箋ワークの結果の分類
6月22日	公民館運営審議会	・起草委員会からの報告を受けて審議
7月6日	起草委員会	・付箋ワークの結果のイメージ化
7月20日	起草委員会	・答申文の素案の作成について
7月27日	公民館運営審議会	・起草委員会からの報告を受けて審議
8月3日	起草委員会	・答申文の素案の構成について
8月24日	公民館運営審議会	・起草委員会からの報告を受けて審議
9月7日	起草委員会	・答申文の素案の検討
9月28日	公民館運営審議会	・起草委員会からの報告を受けて審議
10月5日	起草委員会	・答申文の素案の検討
10月17日	起草委員と公民館専門員との懇談会	
10月26日	公民館運営審議会	・起草委員会からの報告を受けて審議
11月9日	起草委員会	・市民企画事業について
11月10日	市民企画事業報告書を調査	
11月30日	公民館運営審議会	・起草委員会からの報告を受けて審議
12月7日	起草委員会	・答申文(案)の検討
12月21日	公民館運営審議会	・起草委員会からの報告を受けて審議
平成29年 1月5日	起草委員会	・答申文の(案)の検討 ・主催事業における協働・市民参加の実績
1月14日	市民企画事業中期報告会で意見交換	
1月16日	起草委員会	・答申文(案)の最終調整
1月25日	公民館運営審議会	答申文提出

○公民館運営審議会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学校教育の関係者	古 家 新 一	保谷第二小学校長
	大 橋 亮 介	保谷中学校長
社会教育の関係者	中 曾 根 聡(答申起草委員)	市民公募
	石 田 裕 子(答申起草委員)	市民公募
	武 司 一 郎(答申起草委員)	学習団体(柳沢)
	廣 田 幸 雄	学習団体(田無)
	野 間 春 二	学習団体(芝久保)
	馬 場 真由美(答申起草委員)	学習団体(谷戸)
	瀬 川 容 子	学習団体(ひばりが丘)
	糸 山 時 子	学習団体(保谷駅前)
家庭教育の向上に 資する活動を行なう者	松 嶋 真	民生・児童委員・育成会 等
	真 鍋 五十鈴	民生・児童委員・育成会 等
学識経験のある者	上 田 幸 夫	日本体育大学教授
	呉 世 蓮(答申起草委員)	早稲田大学・立正大学・ 日本映画大学非常勤講 師

任期：28. 4. 1～29. 4. 30

平成28年4月1日現在

平成 28 年 3 月 23 日

西東京市公民館運営審議会
会長 野間 春二 殿

西東京市公民館長 伊田 昌行

諮問事項について

標記の件について、以下のとおり諮問します。

1 諮問事項

西東京市公民館の主催事業における市民との協働・市民参加のあり方について

2 諮問の理由

西東京市公民館は、事業方針に「参加と自治」をうたっています。また、西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）では、公民館事業について「事業の企画・運営にあたっては、市民参加の実行委員会方式による企画・運営や、参加体験型学習事業の拡充など、学び合いや相互学習につながる学習方法を積極的に支援していきます。」と述べています。公民館事業においては、協働・市民参加のあり方が成果を左右する大きな要因になると考えられます。

現在の公民館主催事業でも地域交流事業（まつり、フェスティバル等）で実行委員会を立ち上げて運営しています。また、市民企画事業は、市民の生活課題を直接、講座に反映させられる意義ある事業として実施してきました。

一方で、公民館主催事業での協働・市民参加のあり方について、学習成果の還元を実現できる地域づくりに向けて、課題の整理が今求められています。

そうした状況を踏まえて、西東京市公民館の主催事業における市民との協働・市民参加のあり方について、どうあるべきか、基本的な考え方を諮問します。

3 答申の期限

今任期中